

ID: 3010

担当部署: 健康福祉部 地域共生課

処分の概要	更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給の決定		
法令名 根拠条項	戦傷病者特別援護法 第20条第1項及び第4項		
法令番号	昭和38年法律第168号		
【基準】 法第20条第1項及び第4項の規定による。 (更生医療の給付) 第20条 厚生労働大臣は、公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、中枢神経機能障害、肢体不自由その他の政令で定める障害の状態にある戦傷病者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の請求により、その更生のために必要な医療(以下「更生医療」という。)の給付を行うことができる。 4 厚生労働大臣は、更生医療の給付が困難であると認めるときは、更生医療の給付に代えて、更生医療に要する費用を支給することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 15 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日